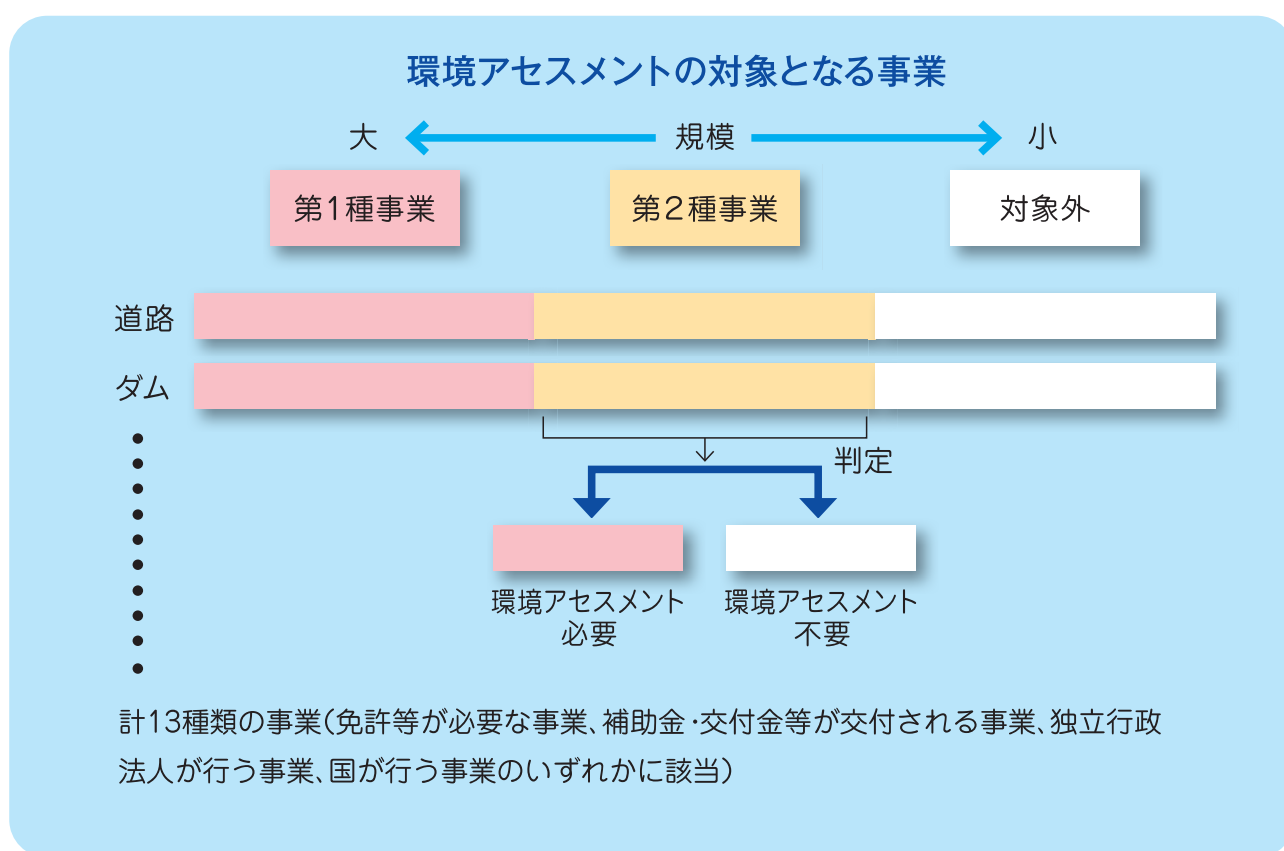


(2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続を行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続を行うこととなります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



トピック2 太陽電池発電所を法対象事業に追加

再生可能エネルギー発電事業は、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き推進していく必要があります。

太陽電池発電所は、日当たりのよい立地であれば比較的導入しやすいため、全国的に導入が進んでいます。一方で、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響等の問題が懸念されています。

このような実態を踏まえ、令和2年4月から太陽電池発電所の設置事業が法対象事業として追加されました。

環境アセスメントが適切に実施されることにより、環境と調和した形での事業の実施が確保されることで、地域における理解と受容性が高まり、太陽電池発電所の適正な導入が促進されることが期待されます。